D 不動産に係るサービス	E 運転者を伴わない賃貸サービス	F その他の実務サービス
(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二一＊＊）	(a) 船舶（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇三）	(a) 広告サービス（八七一）
(1) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 約束しない。	(4) 制限しない。
(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二一＊＊）	注　日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならない。	(b) 市場調査及び世論調査のサービス（八六四）
(1) 業務上の拠点が必要である。	(a) 日本国の国民	(1) 制限しない。
(2) 業務上の拠点が必要である。	(b) 日本国の法律に基づき設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国籍を有するもの	(2) 制限しない。
(3) 制限しない。		(3) 制限しない。
(4) 業務上の拠点が必要である。		(4) 制限しない。
(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）		(a) 経営相談に関連するサービス（八六六〇一、八六六〇九）
(1) 制限しない。		(1) 制限しない。
(2) 制限しない。		(2) 制限しない。
(3) 制限しない。		(3) 制限しない。
(4) 制限しない。		(4) 制限しない。
(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する賃貸サービス（八三一〇六＊八三一〇九）（八三二）		(b) 経営相談サービス（八六五）
(1) 制限しない。		(1) 制限しない。
(2) 制限しない。		(2) 制限しない。
(3) 制限しない。		(3) 制限しない。
(4) 制限しない。		(4) 制限しない。
(b) 日本国の法律に基づき設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国籍を有するものによって占められているもの		(c) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス（計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。）（八六七一＊＊）
(1) 制限しない。		(1) 制限しない。
(2) 制限しない。		(2) 制限しない。
(3) 制限しない。		(3) 制限しない。
(4) 制限しない。		(4) 制限しない。